

平成29年第10回南島原市教育委員会定例会

日時 平成29年10月30日（月） 午後2時00分
場所 南有馬庁舎 2階会議室

議事日程

第1 開会

第2 前回会議録の承認

第3 会議録署名人の指名

第4 教育長報告

第5 議案審議

議案第27号 南島原市いじめ防止基本方針の改定について

第6 その他

- (1) 準要保護児童生徒就学援助の申請について
- (2) 次回教育委員会定例会の開催について
- (3) その他

第7 閉会

南島原市教育委員会定例会教育長報告

○平成29年9月の諸会議並びに諸行事

- 28日(木) 9:30 部局長会議(西有家庁舎)
- 10:00 定例会教育委員会(南有馬庁舎)
- 13:30 西有家小学校研究発表会(中間発表)(西有家小)
- 16:00 全国大会出場報告(テニス、空手道)(西有家庁舎)

- 29日(金) 15:00 社会教育委員兼公民館運営審議会委員会会議(南有馬庁舎)

○平成29年10月の諸会議並びに諸行事

- 1日(日) 8:00 市内小学校運動会(南有馬小・有馬小)
- 8:00 町民体育祭(西有家町、深江町、加津佐町、口之津町)
- 2日(月) 13:30 学校訪問(布津中学校)
- 3日(火) 9:30 第12回南島原市・雲仙市中学校総合体育大会駅伝競走(諫早市)
- 4日(水) 13:30 学校訪問(小林小)
- 5日(木) 10:45 平成29年度第5回市校長会研修会(コレジヨホール)
- 19:30 第3回平成遣欧少年使節海外派遣事前研修会(西有家庁舎)
- 6日(金) 10:00 議会閉会(有家庁舎)
- 8日(日) 9:30 第8回南有馬地区体育祭(南有馬運動公園グラウンド)
- 9日(月) 10:30 宮中献穀事業「抜穂祭」(加津佐町津波見地区)
- 10日(火) 16:30 国民文化祭出場者(花柳蘭氏)表敬訪問(西有家庁舎)
- 11日(水) 12:00 九州都市教育長協議会定期総会並びに研究大会(～10/13)(熊本県八代市)
- 13日(金) 9:20 平成29年度島原半島小・中学校事務職員研修大会(深江ふるさと伝承館)
- 15日(日) 10:00 市表彰式(コレジヨホール)

- 16日(月) 9:30 校長中間面談(～10/17)(南有馬庁舎)
- 18日(水) 16:30 平成遣欧少年使節海外派遣壮行会(西有家庁舎)
- 19日(木) 15:00 平成遣欧少年使節海外派遣事業(～10/29)(イタリア)
- 20日(金) 9:30 部局長会議(西有家庁舎)
16:30 第45回マーチングバンド全国大会九州予選及び第22回
マーチングイン九州2017出場に伴う報告会及び激励会
(西有家庁舎)
- 27日(金) 13:30 西有家中学校研究発表会(本発表)(西有家中)
- 28日(土) 8:00 第31回島原半島少年ソフトボール大会(布津グラウンド)
- 29日(日) 12:30 有家町文化祭開会行事(コレジヨホール)

議案第27号

南島原市いじめ防止基本方針の改定について

提案理由

国の「いじめの防止等のための基本的な方針」が改定されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

平成29年10月30日提出

南島原市教育委員会
委員長 近藤 孝信



南島原市いじめ防止基本方針

平成29年10月0日

南島原市・南島原市教育委員会

目次

はじめに	1
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	2
1 いじめ防止対策推進法制定の意義	2
2 市の基本方針	3
(1) 基本理念	3
(2) 基本方針の策定	3
(3) 基本方針の目的	3
3 いじめの定義	4
4 いじめの防止等に関する基本的考え方	6
(1) いじめの防止	6
(2) いじめの早期発見	6
(3) いじめへの対処	6
(4) 家庭や地域との連携について	7
(5) 関係機関との連携について	7
第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	8
1 南島原市教育委員会が実施する施策	8
(1) いじめの防止	8
(2) いじめの早期発見	8
(3) いじめに対する措置	9
2 学校が実施する施策	10
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	10
(2) 学校いじめ防止基本方針の内容	10
(3) 「いじめ対策委員会」の設置	15
3 重大事態への対処	16
(1) 学校又は学校の設置者（南島原市教育委員会）による調査	16
(2) 「南島原市教育委員会いじめ問題等対策チーム」の設置	19
(3) 市長による再調査及び措置	19
(4) 対応フロー図	20
第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	21

改定履歴

発行：平成26年 4月24日

改定：平成29年10月 〇日

はじめに

平成25年6月28日「いじめ防止対策推進法」が公布され、同年9月28日に施行された。

この法律は、いじめの防止等のための対策に関し、国及び地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定や、基本となる事項を定めたものである。

さらに、法第11条において、文部科学大臣が、いじめの防止等のための基本的な方針を策定することとされていることを受け、平成25年10月11日、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」が策定された。

南島原市教育委員会では、これまでも、「いじめはどの子ども、どの学校にも起こりうるものである」「いじめは、人間として絶対に許されない卑怯な行為である」という考えの下、長崎県教育委員会「いじめ対策ハンドブック」の活用及び南島原市教職員研修「うずしおⅡ」や「さきがけ」による学校の対応力向上、またスクールカウンセラーの配置や心の教室相談員等による教育相談体制の充実を図ってきた。加えて、各学校における生徒指導状況の把握及び指導を行うなど、様々ないじめ防止対策に取り組んできた。

南島原市いじめ防止基本方針は、これまでの取組に加え、国の基本的な方針を参酌し、さらなるいじめの防止、いじめの早期発見及び対処のための対策を、総合的かつ効果的に推進するために策定したものである。

本基本方針に示したいじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命、心身を保護することが最優先であることを認識しつつ、県、市、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめ問題等を根絶することを目指すものである。

1 いじめ防止対策推進法制定の意義

いじめの問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域のかも積極的に取り込むことが必要であり、これまでも、国や各地域、学校において、様々な取組が行われてきた。

しかしながら、未だ、いじめを背景として、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生している。

いじめの問題への対応力は、わが国の教育力と国民の成熟度の指標であり、子どもが接するメディアやインターネットを含め、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが子どもに影響を与えるという指摘もある。

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならず、いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。

このように、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、基本的な理念や体制を整備することが必要であり、平成25年6月、「いじめ防止対策推進法」が成立した。

2 市の基本方針

(1) 基本理念

いじめは、全ての児童生徒に起こりうる問題であり、人間として絶対に許されない卑怯な行為である。本市が目指す教育努力目標「志をもって人格の高揚に励む市民」の達成に重大な影響を及ぼすことから、学校の内外を問わず、いじめが行われないようにしなければならない。

いじめ防止対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが最優先であることを認識しつつ、市、学校、地域住民、家庭その他関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。（いじめ防止対策推進法第12条）

(2) 基本方針の策定

南島原市及び南島原市教育委員会は、いじめ防止対策推進法を踏まえ、基本理念を実現するために、ここに「南島原市いじめ防止基本方針」（以下「市いじめ防止基本方針」）を策定する。

(3) 市いじめ防止基本方針の目的

市いじめ防止基本方針は、いじめ問題への対策を社会総かがりで行い、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処、家庭や地域・関係機関間の連携等をより実効的なものにするため、法により新たに規定された、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容等を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめ防止等のための取組を定めるものである。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

「心理的な影響」とは、仲間はずれや集団による無視など、心理的に相手から影響を受けることを意味する。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

具体的ないじめの態様（「[長崎県いじめ防止基本方針](#)」長崎県・長崎県教育委員会より）

- 1) 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・身体や動作について不快なことを言われる
 - ・存在を否定される
 - ・嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれる
- 2) 仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ・対象の子が来ると、その場からみんないなくなる
 - ・遊びやチームに入れない
 - ・席を離される
- 3) ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・身体をこづかれたり、触って知らないふりをされたりする
 - ・殴られる、蹴られるが繰り返される
 - ・遊びと称して対象の子が技をかけられる
- 4) 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりされる
 - ・脅され、お金を取られる
 - ・持ち物（かばん・靴・教科書・ノート・体操服等）を盗まれる・隠される
 - ・靴に画鋲やガムを入れられる
 - ・写真や鞆、靴等を傷つけられる
- 5) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・万引きや他の子への恐喝を強要される

- 大勢の前で衣服を脱がされる
 - 教師や大人に対して暴言を吐かせられる
- 6) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- パソコンや携帯電話の掲示板、ブログに恥ずかしい情報を載せられる
 - いたずらや脅迫のメールが送られる
 - SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)のグループから故意に外される

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮し、警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

また、表面上けんかやふざけ合いのように見える行為であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめの定義に該当するか否かを判断するものとする。

指導の工夫として、例えば好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

4 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの防止

児童等は、いじめを行ってはならない。 (同第4条)

いじめは、「どの子にも、どの学校でも起こりうること」「人間にとって絶対に許されない卑怯な行為」であり、どのような社会にあってもいじめは、いじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度で、行きわたらせることが重要である。

このため、学校は、教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うとともに、いじめの背景にあるストレス等の要因にも着目し、全ての児童生徒が安心でき、自己肯定感や充実感を感じられる学校づくりも未然防止の観点から重要である。

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
(同第9条)

保護者は、家庭の温かな人間関係の中で、児童生徒のいじめを許さない心を育てるために、思いやりの心や善悪の判断、正義感等を育むための指導を行わなければならない。

また、そのために日頃から児童生徒が悩み等を相談できる雰囲気づくりに努めることが大切である。

学校や保護者の取組に加え、いじめの問題への対応の重要性についての認識を市民全体に広め、家庭、地域と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見のためには、児童生徒のささいな変化に気づく力を高めることや、また、「どうかな」と思ったら迷うことなく、個人面談や情報収集を行うことが必要である。

さらに、いじめの早期発見のため、学校は、**定期的・必要に応じたアンケート**や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して情報を収集する等、地域ぐるみで児童生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、教職員が連携し、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。

また、家庭や南島原市教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。このため、教職員は平素から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくとともに、学校として組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

(4) 家庭や地域との連携について

いじめ問題を認知したら、関係の児童生徒や家庭間での解決を図るだけでなく、事案によっては PTA や関係機関と協議することも必要である。PTA の会合で取り上げたり、関係機関との協議を設定したりする場合は、解決に向けた取組としてねらいや内容を明確にすることが大切であるとともに、個人情報やプライバシーの問題も踏まえ、慎重に対応することが重要である。

(5) 関係機関との連携について

いじめの問題への対応において、学校や学校の設置者（南島原市教育委員会）の指導により十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関（南島原市関係部局、南島原警察署、長崎県子ども・女性・障害者支援センター、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要であり、そのためには平素から関係機関の窓口や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

第2 いじめ防止等のための対策に関する事項

1 南島原市教育委員会が実施する施策

(1) いじめの防止

- ① 学校、家庭、地域間の連携の強化、関係機関との連携、その他必要な体制を整備する。
- ② 保護者が、子どもの規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう保護者、家庭への支援に努める。
- ③ いじめの防止等のための対策が、専門的知識に基づき適切に行われるよう、必要な人員を配置する。また、いじめの防止を含む教育相談に応じる者、及びいじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等、必要な措置を講じる。
- ④ 全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実に努める。
- ⑤ 「長崎っ子の心を見つめる教育週間」等を活用して、家庭や地域と連携した取組を推進し、規範意識や自ら正しく判断し責任を持って行動する力を育成する。
- ⑥ 児童生徒の自己肯定感を育む教育等を推進する。
- ⑦ 児童生徒及び保護者並びに教職員に対し、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講じる。
- ⑧ 児童生徒及び保護者が、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、メディア安全指導員による講演など、必要な啓発活動の機会を提供する。

(2) いじめの早期発見

- ① いじめの通報及び相談を受けるための体制を整備し、周知を図る。
- ② いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策を実施する。
- ③ 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実に努める。
 - 各小・中学校から定期的に報告を受けるとともに、その取組を点検し、実態把握に努める。
 - 「いじめ対策ハンドブック」・「いじめ問題への取組についてのチェックポイント」（長崎県教育委員会）を有効に活用し、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を促す。
- ④ PTAや地域の関係団体と組織的に連携・協働する体制を構築する。
- ⑤ 学校及び市民から、児童生徒のいじめに係る相談を受けた場合で、いじめの事実があると思われるときは、当該児童生徒が在籍する学校へ指導等の適切な措置をとる。

(3) いじめに対する措置

- ① 教育相談に係る研修を充実させ、教職員の教育相談技能の向上を図る。
- ② 教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーを配置・派遣及び心の教室の整備、通級型心の教室「つばさ」の充実を図る。
- ③ 問題を抱える児童生徒の生活環境等の課題解決のため、南島原市子ども未来課と連携し、スクールソーシャルワーカーの配置・派遣する。
- ④ 「学校・警察の相互連絡制度」を積極的に運用するとともに、**警察官経験者であるスクールサポーターや、南島原警察署及び長崎県警察少年サポートセンター等**を通じて、警察との情報共有を進め、早期の支援に努める。
- ⑤ 児童生徒及び保護者並びに教職員が、いじめに係る相談を行うことができる「いじめ対策委員会」及び「南島原市いじめ問題等対策チーム」を学校・南島原市教育委員会にそれぞれ設置し、体制を整備する。
- ⑥ **学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるよう、各学校に対して必要な指導・助言を行う。**
- ⑦ **教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際は問題を隠さず迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等について評価するよう、実施要領の策定や評価記録書の作成、各学校における教員評価への必要な指導・助言を行う。**

2 学校が実施する施策

学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等のための組織を編成して、校長のリーダーシップの下、体制を確立し、学校の設置者（南島原市教育委員会）とも連携の上、学校の実情に応じた対策を推進する。

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実績に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。（同第13条）

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定及び公開

学校は、国や市の基本方針を参酌し、いじめの防止等の取組の基本的な方向や、いじめの防止等のための取組の内容等を「〇〇学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」）として定め、学校のホームページへの掲載その他の方法により公開し、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるようにする。

(2) 学校いじめ防止基本方針の内容

学校基本方針には、

- ①「いじめの防止」
- ②「いじめの早期発見」
- ③「いじめに対する措置」

を主な項目として「学校がどのような子どもを育てようとしているのか」、そのために「教職員は何をするのか」、「保護者や地域はどう協力するのか」「関係機関とどう連携するのか」等を示す。

具体的には、次のような取組例が考えられる。

①いじめの防止

いじめを生まない学校づくりに向け、校内の指導體制の確立、家庭・地域との連携強化、子どもの自己指導能力の育成などが大切である。

○いじめを生まない学校づくり

ア 校内指導體制の確立

特定の教職員が問題を抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、校長を中心に一致協力した指導體制を確立する。

イ 教師の指導力の向上

「いじめ対策ハンドブック」や「いじめのない学校・学級づくり実践資料集」を活用した研修を実施する等、いじめ問題に関する指導上の留意点などについて、教職員間の共通理解を図り、その観察力や対応力の向上に努める。

ウ 人権意識と生命尊重の態度の育成

人権教育の充実と、お互いを思いやり、尊重し、生命を大切にする指導等に努め

る。全ての教育活動を通して、社会性を培う取組や共感的人間関係を育成する指導・支援を継続する。

エ 道徳を養う道徳教育の充実

「長崎っ子の心を見つめる教育週間」等を活用し、いじめ防止や生命尊重等道徳性の育成をねらいとした取組を行う。

オ 子どもの自己肯定感の育成

児童生徒と教職員及び児童生徒同士の信頼関係を構築し、自他を認め合い一人一人に居場所のある学校生活の中で、児童生徒の発達の段階に応じて、「夢・憧れ・志」を育む教育等を推進し、自己肯定感を高める。

カ 子どもの自己指導能力の育成

小・中学校における道徳科の授業をはじめ道徳教育はもとより、学級活動、児童会・生徒会活動等において、いじめに関わる問題を取り上げるなど、児童生徒が自主的に取り組む活動を計画的に仕組み、指導・支援する。また、「非行防止教室のための教師用指導資料」等を活用し、児童生徒の「規範意識」や「思いやりの心」の育成を図る。

キ 学校として特に配慮が必要な児童生徒

○発達障害を含む、障害のある児童生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。

○海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

○性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認については様々な考え方や捉え方があることを踏まえ、特定の考え方に固執しないよう教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

○東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒、風水害等の自然災害に遭った児童生徒（以下「被災児童生徒」という）が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

上記の児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

ク 家庭、PTA、学校評議員会、学校支援会議、地域団体との連携強化

家庭やPTA、地域の関係団体とともに、いじめ問題等について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けた地域ぐるみの対策を推進する。また、保護者向けリーフレット「大切な子どもたちをいじめから守るために」等を活用し、学校・保

護者・地域等が一体となった取組を推進する。

ケ 「学校いじめ防止基本方針」の周知

入学時、各年度始めには、児童生徒、保護者、関係機関等へいじめ問題に対する学校基本方針を必ず説明し、学校や保護者の責任等を明らかにするとともに、保護者や地域の理解を得る。また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにする。

コ 「学校いじめ防止基本方針」による取組の評価

各学校は、学校基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、目標の達成状況を評価する。評価結果を踏まえ、取組の改善を図る。また、「いじめ問題への取組についてのチェックポイント」等を定期的に活用し、計画的かつ継続的な点検・評価に取り組むとともに、いじめに対する教職員の問題意識を持続させる。

②いじめの早期発見

子どもに関する情報を全職員で共有することは、いじめの問題に対する具体的取組の第一歩である。このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう日常的に児童生徒観察や情報共有に努める。併せて、学校は定期的・必要に応じたアンケートや教育相談の実施、さらには、メッセージ「長崎県の子どもたちへ」等の活用により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

○早期発見のための措置

ア 教職員による日常的な児童生徒観察や情報交換

児童生徒のささいな変化に気づいた場合、教職員がいつでも情報を共有できる工夫（5W1H気づきメモなど）を行う。

イ 定期的・必要に応じたアンケートや個人面談等の実施

児童生徒の生活実態について、定期的・必要に応じたアンケートや個人面談・保護者面談の実施、生活ノートの活用等、きめ細かな把握に努める。

ウ 教育相談体制の整備とスクールカウンセラー、心の教室相談員の活用

校内に児童生徒や保護者等の悩みを積極的に受け止めることができる教育相談体制を整備する。また、その充実に向け、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、学校内外の専門家の活用を図る。

エ PTAや地域の各機関との情報の共有

児童生徒の悩みや相談をより多く受け止めることができるように、PTA や地域の関係団体と組織的に連携・協働する体制を構築する。

オ 相談機関等の周知

学校以外の相談窓口（24時間子供SOSダイヤル、メール相談窓口、親子ホットライン等）について、周知や広報を継続して行う。

③いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒の安全・生命を最優先するとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

○実際の対応

ア いじめの発見や相談を受けたときの対応

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。
- ・児童生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。
- ・いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりを持つ。
- ・いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全・生命を確保する。
- ・正確かつ迅速な事実関係の把握に努める。
- ・事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制を整える。

イ 組織的な対応

- ・事例を教職員一人で抱え込まず、各学校が設置する「いじめ対策委員会」（P 13参照）へ報告し、その情報を共有する。
- ・校長がリーダーシップを取る当該組織が中心となり、速やかにその指導・支援体制を組み、対応の組織化を図る。

ウ いじめられた児童生徒及びその保護者への支援

- ・いじめられている児童生徒から、事実関係の聴取を行う。
- ・心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから守ることを伝え、対応を行う。
- ・また、家庭訪問等により、確実な情報を迅速に保護者へ伝え、今後の対応について保護者と情報を共有する。
- ・いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制を作る。
- ・状況に応じて、心理・福祉等の外部専門家の協力を得る。

エ いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

- ・いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行う。
- ・いじめが確認された場合、学校は組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ・いじめの状況に応じて、孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導（出席停止も含む）の他、警察等との連携による措置も含め毅然とした対応を行う。
- ・確実な情報を迅速に保護者へ伝え、継続的な助言を行う。

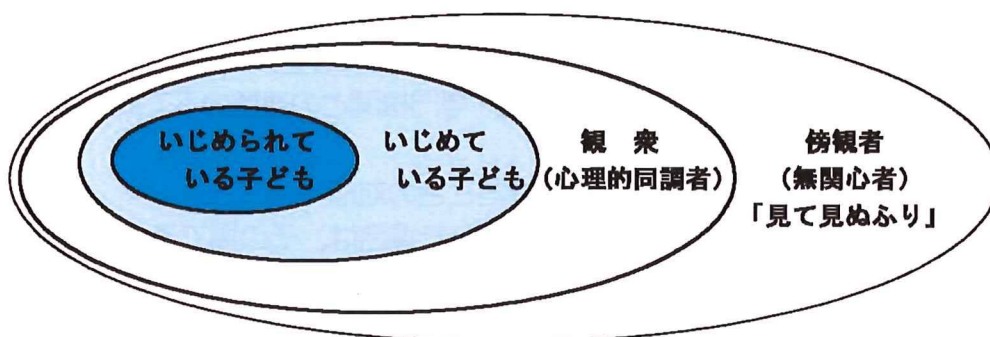
オ いじめの事実調査

- ・アンケート調査等を実施し、その結果を基に、聞き取り対象者等の絞込みを行う。

カ 集団への働きかけ

- ・「いじめ対策ハンドブック」（長崎県教育委員会）に示されている「観衆」や「傍観者」の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるよう、或いは誰かに相談する勇気を持つよう指導する。
- ・互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

●いじめの4構造—「いじめ対策ハンドブック」（長崎県教育委員会）より—



キ いじめ解消の要件

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。進級・進学・転学の際は、引継ぎシート等を活用し情報を確実に引き継ぐ。

(要件1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

(要件2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

ク ネット上のいじめへの対応

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、**ただち**に削除する措置をとる。
- ・必要に応じ、警察や法務局等と適切な連携を図る。

(3) 「いじめ対策委員会」の設置（名称は学校の判断による。）

学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。
(同第22条)

いじめに対しては、学校が組織的に対応することが重要であり、また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、医師、教員・警察経験者などの外部専門家、その他保護者、学校評議員や学校支援会議委員、**学校運営協議会委員**、民生委員などの地域関係者が参加しながら対応する。

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
 - 学校基本方針の策定や見直し
 - いじめ防止の取組のチェック・ケース検証・計画の見直し
 - 外部専門家との連携・役割分担の計画
- ② いじめの相談・通報の窓口としての役割
 - 窓口・手順・連絡方法の明確化と周知
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④ いじめに組織的に対応するための中核としての役割
 - 通報や情報を得たときは、緊急会議を開催する。
 - 必要に応じて外部専門家及び地域関係者等を招集する。

3 重大事態への対処

(1) 学校又は学校の設置者（南島原市教育委員会）による調査

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

（同第28条）

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

①重大事態の発生と調査

ア 調査を要する重大事態の例

- 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ・不登校（年間30日出席なし）の定義を踏まえるが、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合も、校長又は南島原市教育委員会の判断で重大事態と認識する。
- その他の場合
 - ・児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合

イ 重大事態の報告

- 校長が重大事態を認知した場合、直ちに発生の報告を行う。
 - ・市内小・中学校長 → 南島原市教育委員会 → 市長

ウ 調査の主体

- 南島原市教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体及び調査組織を判断する。
- 学校が主体となって調査を行う場合、南島原市教育委員会は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行う。
- 南島原市教育委員会が主体となって行う場合は、以下の通りである。
 - ・学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合
 - ・学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合
- 学校が組織した「いじめ対策委員会」又は南島原市教育委員会が設置した「南島原市教育委員会いじめ問題等対策チーム」において調査を行う。ただし、構成員の中に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいた場合、その者を除き、新たに適切な専門家を加えるなど、公平性・中立性の確保を最優先する。

エ 調査を行う組織

- 学校が組織した「いじめ対策委員会」又は南島原市教育委員会が設置した「いじめ問題等対策チーム」、南島原市が設置した「再調査委員会」等において調査を行う。ただし、構成員の中に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいた場合、その者を除き、新たに適切な専門家を加えるなど、公平性・中立性を確保する。

オ 事実関係を明確にするための調査の実施

- 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、
 - ・いつ頃から
 - ・誰から行われ
 - ・どのような態様で
 - ・いじめを生んだ背景事情
 - ・児童生徒の人間関係
 - ・学校、教職員の対応などの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- いじめられた児童生徒からの聴取が可能な場合
 - ・いじめられた児童生徒から十分に聴き取る。
 - ・在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴取調査を行い、客観的な事実を明らかにする。
 - ・事案の内容や個別の情報が広く明らかになり、被害児童生徒や情報提供者に被害が及ばないように十分留意する。
 - ・いじめた児童生徒に対しては、調査による事実関係の確認をするとともに、指導を行い、いじめ行為を止める。
 - ・いじめられた児童生徒に対しては、生命等の保護を最優先にし、事情や心情を聴取し、状況にあわせた継続的なケアを行う。（学校生活復帰、学習支援等）
 - ・南島原市教育委員会は、調査に対し、積極的に指導・支援したり、関係機関と連携したりして、対応する。

- いじめられた児童生徒からの聴取が不可能な場合
(いじめられた児童生徒が入院又は死亡した場合)
 - ・ いじめられた児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
 - ・ 調査方法の例として、質問紙調査や聴取調査等がある。

カ いじめられた児童生徒が死亡した時の対応

- その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。その際、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。
 - ・ 遺族の要望・意見を十分に聴取する。
 - ・ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
 - ・ 遺族に対して主体的に、在校生への調査の実施を提案する。その際、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成、概ねの期間、方法、入手資料の取扱い、遺族への説明の在り方、調査結果の公表に関する方針について、できる限り、遺族と合意しておく。
 - ・ 資料や情報は、できる限り、偏りのないよう、多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、専門的知識及び経験を有する者の援助の下、客観的、総合的に分析評価を行う。
 - ・ 学校が調査を行う場合において、南島原市教育委員会は、情報の提供方法、実施内容、実施時期について必要な指導及び支援を行う。
 - ・ 情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。

②調査結果の報告及び提供

ア 調査結果は、速やかに報告を行う。

- 調査結果の報告先は、下記の通り。
 - ・ 市内小・中学校長 → 南島原市教育委員会 → 市長
 - ・ 南島原市教育委員会 → 市長

イ いじめを受けた児童生徒及び保護者へ情報を適切に提供する。

- 学校又は学校の設置者（南島原市教育委員会）は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

【調査結果を報告する際の留意事項】

- ・ 他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。
- ・ 調査結果については、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査対象となる在校生やその保護者への確認が必要である。
- ・ 学校が調査を行う場合においては、南島原市教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

(2) 「南島原市教育委員会いじめ問題等対策チーム」の設置

南島原市教育委員会は、いじめ問題の調査・対応するため、「南島原市教育委員会いじめ問題等対策チーム」を設置する。

また、標記チームには、教育長、学校教育課長、学校教育課学校教育班長、学校教育課生徒指導担当、その他必要な人員で構成する。

標記対策チームは、主に以下の内容を担うものとする。

- 市立小・中学校におけるいじめの事案について、学校からいじめの報告を受け、自ら調査を行う必要がある場合に当該調査に当たる。
- 市立小・中学校におけるいじめに関する通報や相談を受け、学校と連携して問題の解決を図るとともに、学校への指導及び支援を行う。

(3) 市長による再調査及び措置

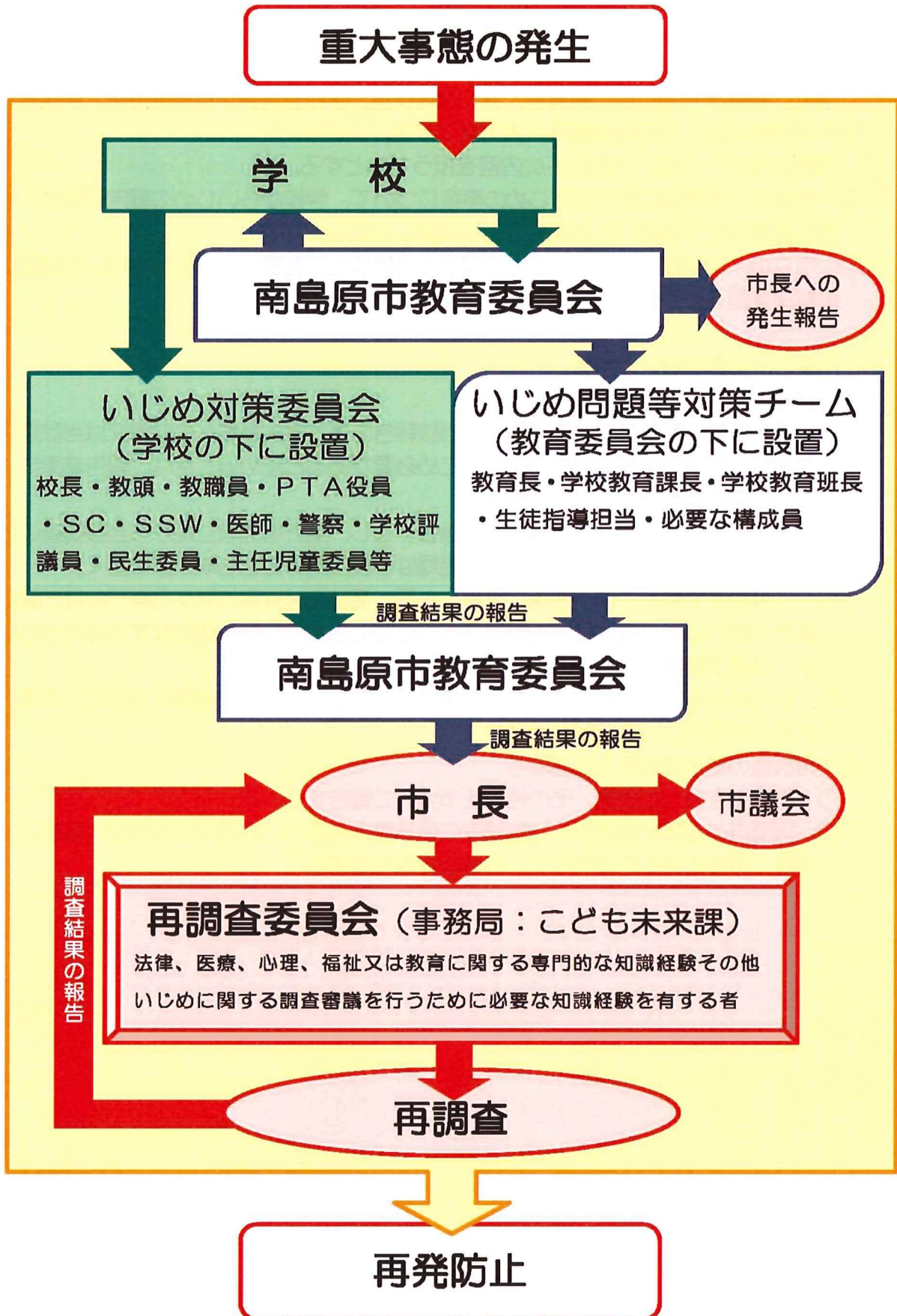
①再調査

- 重大事態の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、報告結果について再調査を行うことができる。
- 再調査を行う機関は、「再調査委員会」とし、第三者的な立場から当該調査の公平性・中立性を図る。上記より、事務局は市長部局のことも未来課に置く。
- 「再調査委員会」は、法律、医療、心理、福祉又は教育に関する専門的な知識経験その他いじめに関する調査審議を行うために必要な知識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況及び調査結果を説明する。

② 再調査の結果を踏まえた措置等

- 再調査を行った場合、その結果を市議会に報告する。
- 再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずる。

(4) 対処フロー図



第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

南島原市は、当該基本方針の策定から3年の経過を目処として、法の施行状況や国及び県の基本方針の変更等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

加えて、南島原市は、設置する学校における学校基本方針について、それぞれの策定状況を確認し、公表する。